

フランスにおける大都市圏の拡大と 自治体間協力型広域行政組織

——2014年のメトロポール改革と
ルール・メトロポールの対応——

中 田 晋 自

- I. 問題の所在
- II. MAPAM 法（2014年）のメトロポール改革
- III. ルール・メトロポールの対応事例
- IV. まとめ

I. 問題の所在

(1) フランスの地方分権改革と自治体間協力型広域行政組織

日本の基礎自治体数は、「市制町村制」施行（1889年4月1日）の前年にあたる1888年の段階で実に71,314町村におよんだとされる。しかし、その後のいわゆる「明治の大合併」および「昭和の大合併」を経て、3,472市町村（1961年6月現在）まで減少し、さらに「市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」により1995年に開始されるいわゆる「平成の大合併」により1,727市町村（2010年4月現在）まで減少している（2016年4月段階で1,718市町村となる見込み¹⁾）。

このように、基礎自治体の広域化を市町村合併によって推進してきた日本と対照をなすのが、現在もなお36,000余りのコミューン²⁾が存在するフランスである。同国では、こうした状況においても、国によるコミューン合併の試みはことごとく挫折する一方で、「コミューン間協力型広域行政組織（Établissement Public de Coopération Intercommunale）」³⁾（以下、EPCIと表記）と呼ばれる制度枠組みが大きく発展を遂げている点に特徴がある⁴⁾。

フランスでは、1981年の共和国大統領選挙に勝利し、フランス第五共

和政初の左翼連合政権を成立させた社会党のフランソワ・ミッテラン (François MITTERRAND) が、自らの選挙公約にしたがい、「地方分権改革 (décentralisation)」⁵⁾を実施し、また2002年の共和国大統領選挙で再選された新ドゴール派のジャック・シラク (Jacques CHIRAC) が最初の首相に任命した同じく新ドゴール派のジャン＝ピエール・ラファラン (Jean-Pierre RAFFARIN) は、就任当初から「地方分権改革・第二幕 (acte II)」への意思を表明し、実際2003年には憲法改正により第五共和政憲法第1条に「フランスの組織は地方分権的である」との一文を追加するとともに、2004年には「地方の自由と責任にかんする法律」⁶⁾を成立させるなど、左右の違いを超えて地方分権改革が推進されてきた。

これら2つの地方分権改革に対して、同国におけるEPCIは相対的に独自の発展プロセスをたどってきたとあってよい。フランスでは早くも第三共和政期の1890年に「単一目的事務組合 (Syndicat intercommunal à vocation unique)」と呼ばれる自治体間協力の制度枠組みが登場しているが⁷⁾、課税自主権を与えられた「独自財源を有するコミューン間協力型広域行政組織 (EPCI à fiscalité propre)」(以下、EPCIと表記したときは、特段の断り書きがない限りこれを指す) という制度枠組みが大きく発展を遂げたのは1960年代以降のことであり、その先鞭をつけたのは「大都市圏共同体 (CU) に関する1966年12月31日法」⁸⁾(以下1966年法と表記)であった(この1966年法はボルドー、リール、リヨン、ストラスブールの都市圏に大都市圏共同体 (CU) を創設すると規定していた)。

トマ・フリノーが指摘するように、フランスのコミューンが抱える細分化状況は、都市部・農村部に共通した問題として認識されてきたものの、大都市にはそれ固有の諸課題(人口や経済の都市への集中、都市空間のインフラ整備や管理、経済開発など)があることも事実であり、同法によるCUの創設は、まさにこうした大都市固有の諸問題に対応するための地方制度改革であったとみることができる⁹⁾。そしてこの点の確認は、本稿にとって極めて重要な意味を有している。というのも、本稿で採り上げる2014年の地方制度改革は、1966年におけるCUの創設から50年近くの年月を経て、フランスの大都市圏がさらに拡大し、国際的競争の激化といった新たな課題への対応を迫られるなかで実施された、まさにEPCIの制度的対応だったからである(後述)。

(2) 自治体間協力型広域行政組織「メトロポール」の導入

CU創設後のEPCIは、「共和国の地方行政に関する1992年2月26日の指針法」¹⁰⁾(以下地方行政指針法と表記)により幾つかの類型が規定され、「コミューン間協力の強化と簡素化に関する1999年7月12日法」¹¹⁾(以下シュヴェーヌマン法と表記)によりそれらの整理が図られるに至り、さらに「地方公共団体の改革に関する2010年12月16日法」¹²⁾(以下2010年法と表記)は新たな類型として「メトロポール (Métropole)」と呼ばれる大都市を中心コミューンとするEPCIの設立を規定した。

EPCIの新類型としてメトロポールを導入するよう提案したのは、2009年3月に報告書『決断の時』(以下、バラデュール報告書と表記)¹³⁾を提出した「地方自治体改革委員会」(以下、バラデュール委員会と表記)¹⁴⁾であったが、この提案が2010年法におけるメトロポールの法制度化に結実した。

同委員会報告書は、メトロポールについて、次のような勧告をおこなっている¹⁵⁾。

【勧告第8号】

立法により、〔人口規模で上位〕11件のメトロポールを、2014年までに創設し、その他のEPCIもその後自らの意思に基づき、この類型へ移行可能にする。

このように、バラデュール報告書の勧告第8号は非常に簡潔なものであったが、その趣旨説明では、将来設立されるメトロポールに「憲法第72条における特別な地位を有する地方公共団体」¹⁶⁾の地位を与えるべきとするとともに、事務・権限については、コミューンに与えられている事務・権限のみならず、「権限の一般条項 (clause générale de compétence)」¹⁷⁾も付与されるべきとし、さらにメトロポールの構成コミューンには公法上の法人としての「都市 (villes)」の地位を与えることを提案している¹⁸⁾。

ただし、2010年法が実際に法制度化したメトロポールはあくまでもEPCIの一類型とされ、「特別な地位を有する地方公共団体」の地位も、事務・権限に関する「権限の一般条項」も付与されていない¹⁹⁾。その背景についてミシェル・ヴェルポーは、バラデュール委員会内での合意の有無を指摘する。すなわち、メトロポールの創設と設立件数については全会一致で合意できたものの、「特別な地位を有する地方公共団体」の地位と「権限の一般条項」を付与することについては、反対意見があったため、踏み込んだ勧告ができなかったというのである²⁰⁾。

ともあれ、「メトロポール・ニース・コートダジュール (Métropole Nice Côte d'Azur)」がメトロポールの第一号として上述の2010年法と2011年11月17日のデクレに基づき2012年1月1日に設立され、さらに「地方公共活動の近代化およびメトロポールの確立に関する2014年1月27日の2014-58号法律」²¹⁾(以下 MAPAM 法と表記) が EPCI の近代化の一環として、「一般法メトロポール (Métropoles de droit commun)」と呼ばれる類型を法制度化するとともに、10件の既存 EPCI²²⁾について2015年1月1日までにこの新類型へ移行するものと規定した結果、2015年1月1日現在、同国のメトロポールは11件となっている(【資料1】参照。各種 EPCI の類型名は以下表中の略号で表記)。

【資料1】独自税源を有するコミューン間協力型広域行政組織
(2015年1月1日現在)

類型名	基準	略号	件数
一般法メトロポール (Métropoles de droit commun)	2015年時点で人口65万人以上の都市圏 (aire urbaine) のなかにある人口40万人以上の EPCI 圏域内に州都 (chef-lieu de région) を含む人口40万人以上の EPCI 40万人以上の経済圏 (zone d'emploi) を中心とし、MAPAM 法がメトロポールに付与すると定めている事務・権限をすでに構成コミューンに代わって行使している EPCI	—	11
大都市圏共同体 (Communauté urbaine)	圏域全体の人口が25万人以上(飛び地なし)	CU	9
都市圏共同体 (Communauté d'agglomération)	人口1万5千人以上の中心都市を1ないし複数有する圏域全体が人口5万人以上の EPCI (飛び地なし) 県庁所在地(コミューン)ないしは県内最大人口コミューンを含む人口3万人以上の EPCI (飛び地なし)	CA	226
コミューン共同体 (Communauté de communes)	人口についての条件なし(飛び地なし)	CC	1,884

出典：地方自治体に関するフランス中央省庁のポータルサイト collectivites-locales.gouv.fr のデータ等を参照し、筆者が作成。

<http://www.collectivites-locales.gouv.fr/intercommunalite-1> (2015年9月11日アクセス)

同法はまた、いま述べた一般法メトロポール以外にも、特別な地位を有する3つのメトロポール（「グランパリ・メトロポール (métropole du Grand Paris)」 「エクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポール (métropole d'Aix-Marseille-Provence)」 「リヨン・メトロポール (métropole de Lyon)」) の設置を定めている。これら一連の地方制度改革を、本稿では2014年のMAPAM法による「メトロポール改革」と呼ぶことにする。

(3) 本稿の目的と構成

以上のような問題状況を踏まえ、本稿はいま述べた「メトロポール改革」とは一体どのような改革であったのか、その全体像を明らかにすることを目的とする。

そこでまず第II節では、その前提作業として、2014年1月のMAPAM法の概要について整理した上で、同法によるメトロポール改革が何を指すものなのか、法案が提出された際に添付された文書を参照しながら明らかにする。このメトロポール改革によって、既存のEPCIのなかには、CUから一般法メトロポールへ移行するとされたものがあり、筆者が従来から現地調査のフィールドとしてきたリール市を中心コミューンとする「リール・メトロポール大都市圏共同体 (Lille Métropole Communauté urbaine)」もそこに含まれ、2015年1月1日付けをもって「リール・メトロポール・ヨーロッパ (Métropole européenne de Lille)」へ移行している。そこで第III節では、それがどのような制度変更であったのかについて、現地調査の成果に基づき明らかにする。

II. MAPAM法(2014年)のメトロポール改革

(1) MAPAM法の概要

1) MAPAM法は何を目指したか

MAPAM法は、フランソワ・オランド (François HOLLANDE) 率いる社会党政権 (ジャン＝マルク・エロー (Jean-Marc AYRAULT) 政府) 下の2014年1月27日に成立した。提案の趣旨は法案に添付された理由書 (exposé des motifs) により明確にされており、その問題意識の出発点にあるのは、フランスがいま「深刻な経済的、社会的、そして政治的危機」を何年にもわたり経験するという「例外的状況」とこれに対する危機意識で

ある²³⁾。

すなわち、地域や地方議員には「長期的な経済成長」へ向け、様々な取り組みが期待されるが、こうした経済領域への公的介入は今日の課題に対応できておらず、近年実施された諸改革もこうした状況を全般的に見直すことができていない。財政的な制約が厳しさを増すなか、国と地方の連携といった公的介入の手法は発展を遂げられないままにあり、相互不信が市民たちと地方議員たちの間だけでなく、地方議員と国との間でも高まるなど、「共和国の社会的連帯」が危機にある。従って、フランスがいま必要としているのは、同国の「企業の競争力を改善し、地域間、そして各地域の世代間で連帯を強化するための実効的な公的活動」である。そのためには、地域や大都市圏が地元企業やその創造力を支援することで新たな経済成長を生み出し、国民的な結束と危機によって弱体化した地域における公的サービスへのアクセスを強化することが必要である、と。

この理由書によれば、以上のようなコンテキストにおいて国と地方の諸政策をよりよく調整すべく、オランダ大統領は次の4つの原則を提起したとされる。

- ①国と地方公共団体の間そして地方公共団体の間でのそれぞれが行使する権限の明確化
- ②公的活動に関わるパートナー間での対話を再構築するための信頼
- ③諸権限の一体化を強化していくための整合化
- ④市民による参加と評価の発展を通じて、市民によるさらなるコントロールを強化するための民主主義

政権側のこうした意図に基づいて提案され、可決成立した MAPAM 法とはどのような法律であり、とりわけ同法はメトロポールに関してどのような法制度改革を規定しているのか。項を改めて検討していく。

2) MAPAM 法の成立と構成

のちに MAPAM 法として成立するその法案は、2013年3月10日、国家・地方分権・公務員改革担当大臣のマリリーズ・ル・ブランシュ (Marylise Le BRANCHU) により閣議へ提出され、上院で審議が開始されたが、上院および国民議会でのそれぞれ2回の可決がいずれも修正を伴うものであったため、結局両院を2往復したのち、2013年12月19日の両院協議会において可決された。ただし、国民議会議員60名が12月26日に同法案を

憲法院に提訴したため、その最終的な公布については、2014年1月23日の合憲判決を経た2014年1月27日まで待つ必要があった²⁴⁾。

MAPAM 法は「地方公共活動の近代化およびメトロポールの確立」というその名称が示すように、主には「地方公共活動の近代化」を促進するための第1編「地方公共団体の諸権限の明確化と諸アクターの調整」²⁵⁾と、大都市圏が経済社会空間としてそのダイナミズムを高めるなか、これに対応した政治行政の制度枠組みとして EPCI を改めて整理する第2編「メトロポールの確立」²⁶⁾から構成される（第3編および第4編は財源移譲に関する諸規定）。

(2) MAPAM 法のメトロポール改革

ここでは MAPAM 法の第2編を中心にみていくことで、現在進行中のメトロポール改革とはどのような改革なのか明らかにしていくが、まず同法が創設を定めた特別な地位を有する3つのメトロポール（「グランパリ・メトロポール」「エクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポール」「リヨン・メトロポール」）についてその概要を明らかにし、次いでは「一般法メトロポール（*métropole de droit commun*）」と呼ばれる新しい類型についてやや詳しく検討する²⁷⁾。

1) 特別な地位を有するメトロポール

■ グランパリ・メトロポール

MAPAM 法は、「特別な地位を有する EPCI」としてのグランパリ・メトロポール（以下 MGP と表記）を2016年1月1日付で設立するとし、これを構成するコミューンには4つのカテゴリーがあるとされる。すなわち、①パリ市、②オー・ドゥ・セーヌ県（Hauts-de-Seine）、セーヌ・サンドウニ県（Seine-Saint-Denis）、ヴァル・ドゥ・マルヌ県（Val-de-Marne）にある全てのコミューン、③イル・ドゥ・フランス・レジオン（Île-de-France）にある上記3県以外の県にあるコミューンのうち、2014年12月31日時点で上記3県内のコミューンを1つ以上含む EPCI に属し、当該市議会が2014年9月30日までに MGP への加入を承認したコミューン、④③の条件を満たした少なくとも1つのコミューンと境界を接し、2014年9月30日までに当該市議会が MGP への加入を承認した全てのコミューンである。

MGP の圏域は人口30万人以上の「テリトワール（*territoire*）」に区画さ

れるが、その境界線は構成コミューンの市域を尊重するとされ、パリ市はこれで1つのテリトワールである。各テリトワールには「テリトワール評議会 (conseil du territoire)」が設置され、1名の議長と複数名の副議長が選出される。彼らはまた MGP 評議会 (conseil de la métropole du Grand Paris) のメンバーでもある。MGP 評議会はその事務・権限の一部をテリトワール評議会に委譲することができ、同評議会は、当該テリトワールに関連する全てのプロジェクトに対して、諮問をおこなうことになっている。

同法によって MGP に付与されるとされている事務・権限以外に、このメトロポールが行使するのは、その設立の時点で、その構成コミューンが加入している EPCI に委譲している事務・権限のうち、2年後に当該コミューンへ返還されないものである。

■ エクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポール

MAPAM 法は、MGP と同様、「特別な地位を有する EPCI」としてエクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポール (以下 MAMP と表記) の創設を定めている。この新しいメトロポールは、それまでマルセイユ・プロヴァンス・メトロポール CU (communauté urbaine Marseille-Provence métropole)、エクサンプロヴァンス郷土圏 CA (communauté d'agglomération du pays d'Aix-en-Provence)、サロン・エタン・ドゥ・ベール・デュランス CA (communauté d'agglomération Salon-Étang de Berre-Durance)、オーバーニュ・エトワール郷土圏 CA (communauté d'agglomération du pays d'Aubagne et de l'Étoile)、西プロヴァンス新都市圏事務組合 (syndicat d'agglomération nouvelle Ouest Provence)、マルティエグ郷土圏 CA (communauté d'agglomération du pays de Martigues) を構成していたコミューンから成るとされ、その設立の期日²⁸⁾をもって、これらの EPCI が現在行使している諸権限は MAMP が行使することになる。

それらの事務・権限はメトロポール評議会により執行されることになるが、その一部は、同評議会の決定に基づき、MAMP の圏域を区画した各テリトワールに設置される「テリトワール評議会」へ委譲される。

■ リヨン・メトロポール

MAPAM 法が新たに制度化した特別な地位を有するメトロポールとして、ここまでグランパリ・メトロポールとエクス・マルセイユ・プロヴァンス・メトロポールについてみてきたが、これら2つが「特別な地位を有する EPCI」とされているのに対し、2015年1月1日をもってすでに設立

されているリヨン・メトロポールは、憲法第72条が地方公共団体の一つとして規定する「特別な地位を有する地方公共団体」とされている点に注意する必要がある。

要するに、EPCI としてのリヨン CU は同法の規定に基づき特別な地位を有する地方公共団体としてのリヨン・メトロポールに移行したのであるが、ここで新たな地方公共団体が創設されたことには、極めて重要な意味がある。というのも、同法はリヨン・メトロポールの圏域をローヌ県 (Rhône) の県域と定める一方で、従来ローヌ県議会により執行されていたすべての事務・権限をリヨン・メトロポールが代行できると定め、結果としてローヌ県が事実上消滅することになるからである。

ともあれ、この新しいメトロポールは、当該地域の競争力と結束を改善すべく、同地域に関するインフラ整備計画および経済・エコロジー・教育・スポーツ・社会の開発計画を策定し、実施するための「連帯空間 (espace de solidarité)」であるとされ、構成コミューンの事務・権限を代行することになる。また同法は、ローヌ・アルプ・レジオン (Rhône-Alpes) が自らの事務・権限をリヨン・メトロポールに委譲することができるとし、国についても、同メトロポールからの求めがあった場合には、協定により住宅および住環境の整備に関する事務・権限を委譲できるとしている。

これらの事務・権限を執行するメトロポール評議会は、直接普通選挙で選出される評議員により構成され、彼らの互選により評議会議長が選出される²⁹⁾。また同法は、メトロポール評議会の決定に基づきメトロポールの圏域を複数のテリトワールで区画し、各区画内にあるコミューンの市長たちにより構成される「テリトワール市長会議 (conférences territoriales des maires)」を設置すると定めている。

2) 一般法メトロポール

■創設の条件

MAPAM 法は、人口65万人以上の都市圏 (aire urbaine) のなかにある人口40万人以上の EPCI が、デクレにより2015年1月1日をもってメトロポールへ移行すると定めている (この条件に該当し、メトロポールへ移行したのは、リール、ボルドー、トゥールーズ、ナント、ルーアン、ストラズブル、グルノーブル、モンペリエ、レンヌ、ブレストをそれぞれ中心

コミュニケーションとする10のCUであった)。

これら以外でも、次の条件を満たすEPCIは、今後メトロポールへ移行できるとされている。すなわち、その圏域内に州都(chef-lieu de région)を含む人口40万人以上のEPCI、あるいは40万人以上の経済圏(zone d'emploi)³⁰を中心とし、同法がメトロポールに付与すると定めている事務・権限をすでに構成コミュニケーションに代わって行使しているEPCIで、圏域内に居住する全人口の半数以上が居住する関係コミュニケーションのコミュニケーション議会のうち、その3分の2以上が賛成した場合、あるいは圏域内に居住する全人口の3分の2以上が居住する関係コミュニケーションのコミュニケーション議会のうち、その半数以上が賛成した場合である。

■ 事務・権限

一般法メトロポールは、6分野に整理された義務的諸権限を構成コミュニケーションに代わって行使するとともに、レジオンおよび県との協定に基づき、それらに配分されている事務・権限を選択し、代行することができる定められている(【資料2】参照)。

【資料2】メトロポールの事務・権限

<p>義務的事務・権限</p>	<p>①経済・社会・文化分野に関する開発・整備(企業立地区域、経済開発活動、観光政策) ②メトロポール圏域の整備(地域結束計画、交通政策、公共空間の整備・維持、通信事業など) ③住宅政策(住宅整備プログラム、社会住宅整備、キャンピングカー受け入れ用駐車エリアの整備・維持など) ④都市政策(都市開発や防犯に関する諸施策など) ⑤共同サービスの管理(上下水道など) ⑥環境保全(ごみ処理、騒音公害対策、次世代エネルギーへの移行支援、河川環境の管理など)</p>
<p>選択的事務・権限</p>	<p>県との協定に基づき事務を代行可能 ●社会政策(住宅連帯基金の管理、社会統合プログラムの選択・実施、困難な状況にある若者の支援、困難な状況にある若者や家族のための予防策) ●県道に分類される公道の管理 レジオンとの協定に基づき事務を代行可能 ●経済開発 ●高校の建設・維持</p>

■ 組織

代表制機関である「メトロポール評議会 (conseil de la métropole)」は、メトロポール評議員 (conseillers métropolitains) により構成され、メトロポール評議会議長 (président du conseil de la métropole) が議事運営をおこなう。これとは別に、構成コミューンの市長により構成される「メトロポール会議 (conférence métropolitaine)」が設置され、メトロポールと構成コミューンの間での事前協議や調整作業にあたりと定められているが、その議事運営も上述のメトロポール評議会議長が担うとされている。

他方 MAPAM 法は、レジオンに設置されている諮問機関である「レジオン経済社会環境評議会 (Conseil économique, social et environnemental régional)」をモデルとして、メトロポール段階に「開発評議会 (conseil de développement)」の設置を定めている。この開発評議会は、メトロポール圏域内で活動する経済・社会・文化・教育・科学技術・アソシアシオン分野の代表により構成され、メトロポールの基本方針や計画化に対して諮問をおこなうことになっている。ただし、同法はメトロポールに大きな裁量を認めており、開発評議会の設置は任意とされている。

では、MAPAM 法により、2015年1月1日付けで一般法メトロポールへ移行すると規定された EPCI (CU) は、実際どのように対応したのだろうか。対象となった CU のなかには、筆者が従来から現地調査のフィールドとしてきたリール市を中心コミューンとする「リール・メトロポール CU (Lille Métropole Communauté urbaine)」(以下 LMCU と表記) も含まれている。次節では、同メトロポールの事務総局 (メトロポール移行担当) から同メトロポール評議会に対して発せられた2014年12月19日付の「通達」³¹⁾ (以下通達と表記) を参照することで、同メトロポールが対応を迫られた「リール・メトロポール・ヨーロッパ (Métropole européenne de Lille)」³²⁾ (以下 MEL と表記) への移行作業の概要を明らかにしていく。

III. リール・メトロポールの対応事例

(1) MEL の役割

通達は、今後のフランスにおける地方行政がその公的パフォーマンスを最も発揮できる事業実施の枠組みを、MAPAM 法は「レジオン・メトロポール」という組み合わせにみているととらえている。すなわち、メトロポー

ルは広がりをもった1つの圏域を必要としており、周辺に最大の波及効果をもたらすための戦略的枠組みのもとに置かれなければならないし、レジオンも自らの戦略的な計画化を成功に導き、全ての者に対し調和的で有益な発展の諸条件を創出するため、管区内にあるメトロポールに支援を要請できるようにすべきである、と。まさにこうしたコンテキストにおいて、当該メトロポールのための戦略を策定するのはレジオンの役割であるが、その理由は、レジオンこそが、成長、イノベーション、そして雇用の第一のプロデューサーだからであり、当該レジオンにおける国内総生産（PIB）の大きな部分を占めているからである。

このことを踏まえ、通達はMELが今後次のような事務に関与するとしている。すなわち、インフラ整備・経済開発・技術革新・交通・環境・高等教育・研究に関する計画および計画化関連資料の策定・見直し・修正や、国と締結する計画契約の策定である。またMELは、ベルギー側の自治体とフランス側の県・レジオン・構成コミュニティを結びつける国境横断型協力計画の策定を求められるとされる。またこの通達によれば、MELは他方で、その圏域内で実施する事務・権限について組織決定をおこなう役割も担うとされ、MELが義務的に実施する公的事務は何なのか規定した上で、これに関連する公的事務の管理と事務・権限の実施に関係するネットワークへの関与について計画化や調整を担うとされる³³⁾。

MELが担うこれらの新しい役割は、拡張された事務・権限を実施するなかで遂行される。それはどのような事務・権限なのか。項を改めて明らかにする。

(2) MELの事務・権限

2015年1月1日付でLMCUがMELへ移行するのに伴い、MELへ委譲される事務・権限は、通達によれば、LMCUの構成コミュニティ、ノール県議会、ノールパドカレー・レジオン議会そして国の事務・権限であるとされ、さらに他の一般法メトロポールと同様、構成コミュニティの事務・権限は自動的に委譲され、県・レジオン・国からいずれの事務・権限が委譲されるかについては、後述のように選挙日程を尊重しながら協定に基づき決定されたとされる³⁴⁾。

その結果として、2015年1月1日以降MELが実施する事務・権限にはどのような分野があるのか。通達による2つのカテゴリー分け（MELが

LMCU から継承し、引きつづき実施する事務・権限／新しい事務・権限および MAPAM 法が修正した事務・権限) に基づいて、以下明らかにしていく。

① MEL が引きつづき実施する事務・権限

通達は、2015年1月1日以降 MEL が変更なく LMCU から継承する事務・権限として、次の10分野を列挙している³⁵⁾。

- a) 地域結束計画、セクター計画 (SCoT)、地方都市計画プラン (PLU)、とそれを代替する都市計画関連の資料作成、集中開発整備地域(ZAC)、自然遺産および風景の保全活動
- b) ZAC における学校事務所の建設・整備と、ZAC が複数のコミュニティに拡張された場合におけるこれらの事務所の維持
- c) モビリティの組織化
- d) 水質浄化 (とりわけ農業用水)
- e) 火葬場および墓地
- f) 食肉処理場および公設市場
- g) 消防および救急: MEL は引きつづき運営評議会へ参加するとともに、県消防救急局 (SDIS) へすでに委譲された事務・権限を実施。
- h) 消防とこれに関連する警察権の公共サービス: MAPAM 法は実際 MEL 議長による消防に関する警察権の行使を義務づけている。
- i) 家庭ごみおよびこれに相当する廃棄物の処理
- j) 河川と運河: ルベ運河全体、マルク川の3,663キロメートル地点 (マルク水門を含む) からルベ運河との合流点まで、さらにクロワおよびトゥルコワンの2本の支流。

②新しい事務・権限および MAPAM 法が修正した事務・権限

通達は、MEL が新たに実施することになった事務・権限および MAPAM 法が修正を加えた事務・権限として、次の15分野を列挙している³⁶⁾。

a) 経済開発およびインフラ整備

経済開発およびインフラ整備に関する LMCU の取り組みは、地元企業とともに展開され、より具体的には企業のイノベーションや高等教育研究に対する支援、あるいは社会連帯経済 (ESS) や雇用創出に

取り組む企業や組織への支援、さらには企業向けの土地や不動産の提供などがおこなわれている。

MEL と構成コミュニティが取り組む経済開発関連の活動としては、とりわけ商業活動や社会連帯経済の推進、さらには雇用促進や企業活動に関する調査を目的とした契約的諸措置の支援などが挙げられるが、MEL によるイニシアティブの下、あらゆるセクター（工業・商業・サービス・手工業・農業など）の企業との連携を維持・強化していくべく、調整と相互協力のプロセスが開始されようとしている。

MAPAM 法はイノベーションの支援という分野においてもメトロポールの役割を強化しているが、その結果、メトロポールは競争力中核拠点 (pôles de compétitivité) の共同運営に参加し、技術移転促進企業 (SATT) に資金援助をおこなうことができるようになった。フランス北部 SATT (ノールパドカレー、ピカルディ、シャンパーニュアルデンヌの3レジオンが結集) への資本参加により、MEL はこの分野におけるガバナンスへ参画可能となるのであり、それはとりわけイノベーションを支援する圏域内の様々な手段や様々なテーマでのインキュベーター (起業家育成・起業化支援機関) とのより一層の連携を目指すものである。

2014年3月のコミュニティ議会選挙後に成立した LMCU の新執行部 (ダミアン・カステラン議長) は、イノベーション・研究・高等教育担当の副議長職を設置し、教育課程の発展および研究に携わる諸アクターとの連携に対して、同メトロポールが積極的に関与していく姿勢を改めて示した。また、すでに5箇所の競争力中核拠点に資金を提供するなど、MEL への移行後も、この分野において重要な役割を期待されている。高等教育・研究機関や研究プログラムへの支援については、LMCU がすでに「リール・グランド・キャンパス・プラン」(2012-2017年の5年間で2300万ユーロ) を通じてリールの4大学や高等研究機関に支援するなどの取り組みをおこなってきたが、MEL も新たな計画を策定して、この分野に参画していくことになる。

b) 観光政策

LMCU はすでに圏域における観光政策の調整やマーケティングをおこなってきたが、MEL は「観光政策の振興」という新しい事務・権限によって、同メトロポールの知名度を国内外で上げるなど、圏域

全体のための野心的な政策の実施が可能となる。

c) 文化・社会・スポーツ振興

LMCU はすでに様々な公営・委託施設（リール近現代美術館、ウェップ・プール、セルジュ・シャルル・スケート場、ピエール・モーロワ・スタジアムなど）の運営や圏域内のスポーツ・クラブおよびスポーツ・イベント（ツール・ド・フランス）の支援をおこなうとともに、文化政策として、圏域内の協同のネットワークを構築し、イベントを支援するなどして、同メトロポールの知名度アップに貢献してきた。MEL は設立後 2 年以内に、文化・社会・スポーツ政策の実施に必要な施設の委譲などについて、構成コミュニティと方針を決定することができる。

d) 圏域のインフラ整備（都市計画におけるインフラ整備と保留地指定手続き）

MAPAM 法は MEL に対して、都市計画におけるインフラ整備と保留地指定手続きの開始を認めている。都市計画法典の L.300-1 条が規定するインフラ整備事業に関して、MAPAM 法は 2015 年 1 月 1 日以降 2 年以内に MEL がいずれの分野を担当するか規定すると定めており、これが規定されない場合は、MEL がこれらの事業全てを担当することになる。

e) 道路、信号・標識および公共空間の管理

LMCU は、その設立以来、約 2,700 キロメートルの道路と 300 箇所 の土木工事の構造的な整備・管理をおこなってきたが、MAPAM 法は MEL が都市内を移動する全ての人のための公共空間の設置・整備・維持に関する事務・権限を実施すると定めており、歩行者専用道やサイクリングロードを所掌することになる。

また MAPAM 法は圏域内の県道をメトロポールへ委譲すると定めており、2017 年 1 月 1 日の実施に向け、委譲される道路の範囲などに関する協定が締結されることになる。MEL としては、自動車専用道を除く、全ての県道の委譲を望んでおり、これが実現すれば、県道全体のおよそ 90% が委譲されることになる。

f) 自動車の駐車場

LMCU は「駐車場（とりわけ有料駐車場）」を設置・管理するとともに、モビリティ・システム全体を包括する戦略的な圏域の駐車場配

置政策を構成コミュニケーションとの協議の上で提案している(駐車場の移転や公共交通機関利用者向けのパーク&ライド駐車場など)。MAPAM法は、事務・権限の範囲を広げ、MELが一般に開放された「パーキング・エリア」の設置・管理(アクセス・コントロールや守衛は不要)をおこなうと定めている。

g) 圏域のインフラ整備(鉄道駅の運営および整備)

MELは新たな事務・権限として鉄道駅の運営および整備に関与する。現在圏域内に大小42の鉄道駅があり、これらの駅と都市公共交通とをどのように接続し、駅周辺地区の都市開発をどうするかが論点となっている。こうした枠組みにおいて、MELは鉄道駅整備に関する諸アクター間の調整に関与し、活動していくことになる。

h) デジタル分野のインフラ整備

LMCUは、同共同体評議会における2004年4月16日の議決により、構成コミュニケーションから通信事業ネットワークに関する事務・権限の委譲を受けたが、各構成コミュニケーションはケーブルテレビ会社「ニューメリカブル社(Numericable)」と締結した委託契約が終了するまで、ケーブル・ネットワークに関する事務・権限のLMCUへの委譲を留保することができた。デジタル分野のインフラ整備計画が策定されたことで、同社との委託契約を終了することができ、一部地域での例外を除き、構成コミュニケーションは「電気通信事業」に関する事務・権限をLMCUに委譲した。

MAPAM法は、例外が認められていた地域についても事務・権限を委譲すると規定したことで、600キロメートルにわたるケーブル・ネットワークがメトロポールに委譲されることになり、MELは圏域内の22万世帯を単独でカバーできるようになった。

i) 住宅支援

LMCUは2006年1月1日以来、社会住宅に対する国の支援と個人住宅の改修に対する国立住宅局の支援について業務委託を受けてきたが、これによりLMCUは地域住宅整備プログラムの計画策定から資金調達までのプロセス全体に責任を負うことが可能となった。LMCUによりすでに実施されている事務・権限に加えて、MELは国と協定を締結することで住宅支援に関する事務・権限を実施可能となる。MELとしては、2015年12月31日まで延長された現行の事務委託協定

の更新を望んでおり、幾つかの項目の追加を望んでいる。

j) キャンピングカー受け入れ用駐車エリア

LMCU は、同共同体評議会における 2000 年 11 月 20 日の議決により、「キャンピングカー受け入れ用駐車エリアの整備および管理」に関する事務・権限の受託を決定し、2002 年 1 月 1 日以降、「キャンピングカー受け入れ混合事務組合 (SMGDV)」が駐車場等を設置・管理している。MAPAM 法に基づくとともに、費用対効果の最適化を図る観点から、MEL は同事務組合による駐車エリアの維持・管理に関する事務・権限を MEL に統一し、MEL の事務部門から職員を配置する。

k) 都市政策 (politique de la ville)

LMCU は以前から都市政策に関連する諸活動に取り組んできたが、その際にはとりわけ優先地区にある構成コミューンが加入する「リール・メトロポール都市刷新公益連合 (GIP LMRU)」が仲介役となった。LMCU は若者が多く暮らすダイナミックな都市圏であり、経済の根本的な変容のなかにあるが、しかし圏域内では、空間的な排除や隔離の諸現象が棲み分け型の都市環境を浮かび上がらせている。地域間の格差が拡大し、極めて対照的な社会状況が観察される。

MAPAM 法が MEL に「都市政策」に関する事務・権限を与えたことで、圏域内の均衡ある発展を促進する MEL のプロジェクトのなかに包摂された諸地区では、持続可能な開発戦略を描くことが可能となっている。

MEL にとって都市政策は、もはや社会的配分政策とはみなされず、同メトロポールおよびその圏域における全ての事務・権限を用いた地域開発・インフラ整備政策とみなされる。MEL は 6 つの優先政策 (住区レベルにおける雇用と経済活動、都市の刷新、住宅政策、教育、治安と防犯、治療および疾病予防へのアクセス) からなる包括的な戦略を描いており、構成コミューン間の連帯を保証し、都市契約の実施を通じて公共政策全体を推進していく。

l) 水道水の供給および配水

LMCU はすでに圏域内で水道水の供給事業を異なる 2 つの方法でおこなってきた。すなわち、まず 62 の構成コミューンに対しては、LMCU が直接当該事務・権限を実施し、2 つの民間企業との公共サービス委託契約によって配水事業をおこなっている。残る 23 の構成コ

ミュンに対しては、LMCUが「ノール県コミュニティ間配水事務組合ーノール県コミュニティ間浄水事務組合 (SIDEN-SIAN)」に加入し、同事務組合に当該事務・権限を委託しているのである。

後者に関しては、LMCUからMELへの移行に伴い事業の実施方法が変更されることで、同事務組合から脱退することになる。前者については、2003年6月以来民間企業に委託してきたが、これを2016年1月1日以降も継続するか、同事業を公営でおこなうか検討を進めていく。

m) 環境保全および生活環境政策

LMCUはすでに圏域内における持続可能な開発関連の諸事業を開始するとともに、2006年には「アジェンダ21」を採択して、気候変動および様々な汚染問題(土壌汚染、大気汚染など)への対策に取り組んできた。

炭素と天然資源の使用をより節度のある、より持続可能な開発のあり方を圏域内で発展させるべく、LMCUは2013年10月に「気候変動・エネルギー地域プラン」を採択し、省エネによる温室効果ガスの排出量削減やエネルギー消費量の削減と再生可能エネルギーの増産、そしてそれを圏域に適用することによる気候変動効果の抑制を目指してきた。特に大気汚染と騒音への対策については、MAPAM法が関連事務・権限のMELへの委譲を定めている。

n) エネルギー政策

LMCUはすでにエネルギー政策に取り組んでおり、とりわけバイオ燃料については生産者(有機資源有効利用センターーエネルギー再利用センター)なのであるが、特に上述の「気候変動・エネルギー地域プラン」の開始により、エコ・カルティエの整備やエネルギー情報のネットワーク化を通じて、建築・土木セクターにおけるエネルギー制御政策に取り組んできた。

MELはさらに新たな事務・権限を獲得したことで、今後エネルギーの移行に貢献し、エネルギー需要をコントロールする取り組みを支援していくことになる。その一環として、MELは電気やガスの供給を組織し、電気自動車やハイブリッド車の利用に必須となるインフラを整備・維持する取り組みも進めていくことになる。

o) 環境の保全

MAPAM 法は、「河川管理および治水 (GEMAPI)」という新規の義務的事務・権限を創設し、2016年1月1日に MEL へ自動的に委譲される。治水については、すでに構築されている浄水ネットワークに加えて、MEL に対し新たに管理が委譲される河川の全てを、MEL が統一的に管理する。また河川管理に関しては、国がこの事務・権限の範囲について定義する作業を「レジオン環境・インフラ整備・住宅整備局 (DREAL)」に与えており、2016年の実施に向けて検討作業が進められていくことになる。

(3) MEL の財政負担・収入および事務職員

前項では、LMCU が MEL へと移行するにあたり、どのような事務・権限が委譲されるのかについて明らかにしてきた。しかし、それに伴う財政負担や収入についても委譲されなければ、その実施は困難である。MAPAM 法は、あらゆる事務・権限の委譲にあわせて、財政負担と収入も委譲されると定めるとともに、それらを通じて全ての地方自治体に対する中立性の保障を目指すとしている。そして通達によれば、LMCU は2014年6月26日に、構成コミューンを代表する179名から成る「税負担の委譲に関する地域評価委員会 (CLETC)」を設立し、同委員会は構成コミューンから LMCU へ当時委譲されていた事務・権限の実質的な財政負担について、評価をおこなう役割を担ったという³⁷⁾。

また通達は、事務・権限に付随して、事務職員はもちろん、土地や施設などの不動産も自動的かつ無償で委譲され、MEL はこれらの新しい事務・権限を構成コミューンに代わって実施することになったとし、財政負担の評価についてレポートが作成されれば、これらの事務・権限の委譲に伴い、どの程度の補償金が必要となるかも明確になると述べている。このレポートはその後3か月以内に全ての構成コミューンのコミューン議会において、過半数の賛成を得て承認される必要があり、次には MEL が負担する実質コスト分が、構成コミューンに配分される「補償金分与 (AC)」から差し引かれる³⁸⁾。

さらに、MAPAM 法はレジオンおよび県からの事務・権限の委譲を進めるための例外措置を定めており、通達によれば、LMCU においてもレジオン会計検査院の議長が主宰する合同委員会が設置されることになってい

るとされる³⁹⁾。

IV. まとめ

以上のように、本稿は2014年1月にフランスで成立したMAPAM法による「メトロポール改革」とはどのような改革であったのか、その全体像を明らかにすることを目指し、検討を進めてきた。

フランスは、同国が抱える小規模コミュニティへの過度の分散状況を克服し、基礎自治体の広域化を図るという地方制度改革の課題に、コミュニティ間協力という方法で対処してきたが、他方で1966年法により法制度化された独自財源を有するEPCIとしての「大都市圏共同体(CU)」には、人口や経済の都市への集中、都市空間のインフラ整備や管理、経済開発など、大都市固有の諸課題に対応するという新たな役割が期待されるようになり、2010年法により法制度化され、さらにMAPAM法により事務・権限が拡張された「メトロポール」は、まさにそうした問題意識の延長線上に位置づけられるものであった。

この点を踏まえ、まずわれわれはMAPAM法によるメトロポール改革がどのような問題意識の下で提起され、一体何を指すものだったのか、法案が提出された際に添付された「理由書」を参照しながら明らかにした(第II節)。そこで明らかになった彼らの問題意識は、フランスが直面している経済・社会・政治の諸分野における「例外的状況」への危機感であり、そこに示されているのは、まさに彼らが「共和国の社会的連帯」と呼ぶ国と地方の連携を通じた実効的な公的介入によって、同国の「企業の競争力」を回復させようという意図である。その際、中心的な役割を担うとされているのが、大都市圏の広域地方行政を担うEPCIとしてのメトロポールである。

2010年法に基づいて設立されたメトロポールは「メトロポール・ニース・コートダジュール」の1件に止まっていたが、MAPAM法が「一般法メトロポール」と呼ばれる新しい類型を創設したことで、10件のCUがこれに移行し、ニースも含め現在一般法メトロポールは11件となっている。またMAPAM法は特別な地位を有する3つのメトロポール(グランパリ、エクス・マルセイユ・プロヴァンス、リヨン)の設置を定めているが、2015年1月1日をもってすでに設立されたリヨン・メトロポールを除く

2つのメトロポールも、2016年1月1日をもって設立されることになる。

このメトロポール改革によって、一般法メトロポールへ移行したCUのリストには、筆者が従来から現地調査のフィールドとしてきたリール市を中心コミュンとする「リール・メトロポール大都市圏共同体」も含まれ、2015年1月1日をもって「リール・メトロポール・ヨーロッパ」へ移行している。そこで第Ⅲ節では、同メトロポールが実際どのような対応をおこなったのかを、同メトロポールの事務総局から同メトロポール評議会に対して発せられた「通達」を参照することで明らかにした。

例えば、LMCUの時代からすでに経済開発およびインフラ整備に関する取り組みはおこなわれていたが、この分野におけるメトロポールの役割強化を目指すMAPAM法の趣旨に従い、MELはとりわけ商業活動や社会連帯経済の推進、さらには工業・商業・サービス・手工業・農業などのセクターの企業との連携を強化していくとし、イノベーション・研究・高等教育への支援強化も表明されている。

LMCUからMELへと移行するなかで、事務・権限の領域を拡張した結果、MELが政策決定する領域も当然拡大することになり、改めてフランスのEPCIにつきまとう「民主主義の赤字」問題に目を向ける必要が出てくる⁴⁰。MELの審議機関である「メトロポール評議会」と、1999年法により法制度化され、LMCU時代の2002年に設立された市民合議機関の「開発評議会 (Conseil de développement)」は、実際どのように機能しているのか。とりわけ後者については、2015年のNOTRe法の第88条により修正された「地方公共団体一般法典」(メトロポールの開発評議会について規定した章)のL.5217-9条が、MELが同メトロポール評議会の内規により定められた方法において「近隣諸国の地方の公的機関、国境横断型協力組織、およびメトロポールの開発評議会がメンバーとして参加している欧州地域間協力連合」と連携を強化すると規定されているだけに、その今後の活動に注目していく必要があり、その実態に関する現地調査研究には大きな意義がある。

次なる検討課題を明確にした上で、本稿を閉じることにする。

※本稿は、平成26-29年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「フランスの自治体間協力型広域行政組織における(直接/間接)民主主義改革の研究」(研究代表者:中田晋自)[JSPS科研費26380178]による研究成果の一部である。

注

- 1) 総務省公式サイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」(2015年10月19日アクセス) <http://www.soumu.go.jp/gapei/gapei2.html>
- 2) 「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユ三大都市の特別制度を除く)。2014年現在、フランス本土に36,552のコミューンがある(フランス内務省資料)。
- 3) EPCIは、その圏域全体に関わる共通のプロジェクトに対して政策の実施手段や事業を分担するため、複数のコミューンの協力により設立される公法上の法人(*personne morale*)である。なお、本稿では *Établissement Public de Coopération Intercommunale* に「コミューン間協力型広域行政組織」の訳語をあてているが、「*établissement public*」には、通常「公施設法人」の訳語があてられる。この公施設法人とは、フランスでは「公法上の法人格を付与されているが、一般的な管轄権限を有さず、特定の公役務を遂行することを目的とする団体」とされ、地方公共団体とは明確に区別されている。横道清孝「市町村の広域連携における日仏比較」、(財)日本都市センター『都市とガバナンス』第16号、2012年、46頁参照。
- 4) 基礎自治体の広域化をめぐる2つの方針(「コミューンの合併」と「コミューン間協力」)のうち、同国では後者が主流化した経緯について検討したものとして、拙稿「フランスにおける自治体間協力型広域行政組織とその制度的発展—『民主主義の赤字』問題と民主主義改革—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』(第47号、2015年3月)を参照。なお、後述する「地方公共団体の改革に関する2010年12月16日法」は、EPCIが「新コミューン」と呼ばれる地方公共団体へ移行することを認めており、複数のコミューンにより設置されたEPCIをコミューン合併の手段として利用する新しい合併促進の手法が採用されている。
- 5) コミューン、県およびレジオンの権利と自由に関する1982年3月2日の法律 *Loi du 2 mars 1982 relative aux droits et libertés des communes, des départements et des régions*。以下、1982年の地方分権法と表記。
- 6) *Loi du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales*。
- 7) Odile MEYER, *Le petit Collectivités territoriales 2014–2015*, Collection: Les petits experts, Dunod, 2014, p. 18.
- 8) *Loi n° 66–1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines*。
- 9) Thomas FRINAULT, *Le pouvoir territorialisé en France*, Presses Universitaires de Rennes, 2012, p. 139.
- 10) *Loi d'orientation n° 92–125 du 6 février 1992 relative à l'administration*

territoriale de la République.

- 11) Loi n° 99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale.
- 12) Loi n° 2010-1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales.
- 13) Le Comité pour la réforme des collectivités locales présidé par Eduard BALLADUR, *Il est temps de décider : Rapport au Président de la République* (le 5 mars 2009), Fayard – La documentation Française, 2009.
- 14) ニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 大統領 (任期: 2007-2012年) の要請に基づき設立され、委員長はシラク政権下で首相を務めた新ドゴール派のエデュアル・バラデュールが務めた。

15) *Ibid.*, p. 137.

16) *Ibid.*, p. 130.

- 17) 「権限の一般条項」とは、地方自治体が法令において列挙された自らの事務・権限を実施するのではなく、国の法令および規則あるいは他の法人に対し排他的に認められた事務・権限を侵害しない限りにおいて、「自治体の事務」あるいは地方の公益に基づき、全ての分野に介入する権能のことである。

コミューンに対してこれを認めたのは、「コミューン議会は、その審議により、コミューンの事務について決定を下す」と規定した1884年4月5日法であり、それからおよそ100年ののち、1982年の地方分権法が地方自治体の他のカテゴリー（県およびレジオン）にも拡大適用すると規定した。その後、2010年法が県およびレジオンへの適用を廃止し、後述のMAPAM法（2014年）がこれを復活させたが、「共和国の新しい地方組織に関する2015年8月7日の法律 (LOI n° 2015-991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République)」(以下 NOTRe 法と表記) が改めてその適用範囲をコミューンに限定した。

この概念については、次のサイトの用語解説を参照した。La DILA (Direction de l'information légale et administrative), « Qu'est-ce que la clause générale de compétence ? » (le 28 08 2015) (2015年10月19日アクセス)

<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/collectivites-territoriales/competences-collectivites-territoriales/qu-est-ce-que-clause-generale-competence.html>

- 18) BALLADUR, *op. cit.*, p. 132.

- 19) 一旦構成コミューンの事務・権限がEPCIに委譲されると、もはや構成コミューンはそれに介入することはできなくなり、EPCIは都市計画や住宅政策、経済開発、地域整備など広範囲にわたる事務・権限を実施することになるが、地方公共団体としてのコミューンに認められている「権限の一般条項」がEPCIには認められていないため、EPCIの審議機関である「共同体評議

- 会 (conseil communautaire)」が政策決定の対象とできる分野は必ずしもその圏域に関わる全ての問題ではない。その点で、EPCIと憲法72条が定める地方公共団体としてのコミューンとは決定的に異なっている。Virginie DONIER, *Droit des collectivités territoriales*, Dalloz, 2014, p. 33, pp. 119-121.
- 20) Michel VERPEAUX, « Le rapport Balladur et les nouvelles structures territoriales », *Regards sur l'actualité*, n° 351, Collectivités locales : quelle réforme?, La Documentation française, Mai 2009, p. 12.
- 21) Loi n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles (La loi de MAPAM).
- 22) これに該当するのは、リール、ボルドー、トゥールーズ、ナント、ルーアン、ストラスブール、グルノーブル、モンペリエ、レンヌ、ブレストを中心コミューンとするEPCIである。
- 23) *Legifrance.gouv.fr*, Dossiers législatifs – « Exposé des motifs – LOI n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles »
- 24) La DILA (Direction de l'information légale et administrative), « Loi du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles » (le 28 01 2014) (2015年10月19日アクセス)
<http://www.vie-publique.fr/actualite/panorama/texte-discussion/projet-loi-modernisation-action-publique-territoriale-affirmation-metropoles.html>
- 25) TITRE I^{er} : CLARIFICATION DES COMPÉTENCES DES COLLECTIVITÉS TERRITORIALES ET COORDINATION DES ACTEURS
- 26) TITRE II : L’AFFIRMATION DES MÉTROPOLIS
- 27) メトロポール改革に関するMAPAM法の諸規定について、これ以降の叙述は主として次の文献を参照した。Virginie DONIER, *Droit des collectivités territoriales*, Dalloz, 2014, pp. 132-134. Bénédicte DELAUNAY et al., « Chronique de l'administration », II – DÉCENTRALISATION ET COLLECTIVITÉS TERRITORIALES (Jean-Luc PISSALOUX et Bénédicte DELAUNAY), *Revue française d'administration publique* 2014/1 (N° 149), pp. 239-269.
- 28) 2015年5月29日に開催された「エクス・マルセイユ・プロヴァンス省庁間委員会」での決定に基づき、同日発せられたデクレはMAMPの設立期日を2016年1月1日と定めている。フランス首相府公式サイト (Métropoles) を参照 (2015年10月19日アクセス)。
<http://www.gouvernement.fr/action/les-metropoles>
- 29) なお、MAPAM法の合憲性審査を付託された憲法院は、ローヌ県議会の事務・権限を代行するものとして新設されるリヨン・メトロポール評議会の議長職をその構成コミューンのいずれかの市長が兼職する可能性が残されてい

る点について、これが県議会議長と市長の兼職を禁じた地方公共団体系法典 L3122-3条に抵触するおそれがあるとして、リヨン・メトロポールの設立後、コミューン議会選挙が実施されるまでに法的な対応をとる場合に限り、憲法違反にはならないとする判断を示している (Décision n° 2013-687 DC du 23 janvier 2014)。

- 30) 国立統計経済研究所 (INSEE) の定義によれば、zone d'emploi とは「就労者の大半が居住し、労働している一つの地理的空間の内部であり、事業場は雇用の際に必要なとされる労働力の多くをその中で見出す」とされる (2015年10月19日アクセス)。

<http://www.insee.fr/fr/methodes/default.asp?page=definitions/zone-emploi.htm>

- 31) Lille Métropole, Direction générale des services – Secrétariat général – Mission transformation en Métropole, « Communication Cadre au Conseil », séance du 19 décembre 2014, Transformation de Lille Métropole en Métropole européenne de Lille – Loi de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles du 27 janvier 2014, pp. 1-15. リール・メトロポール・ヨーロッパ事務局で実施された担当事務官にインタビューをおこなった際 (2015年8月20日実施)、提供していただいたもの。

- 32) MEL の圏域 (61,145ヘクタール) の総人口は1,108,991人 (source : recensement réalisé par l'INSEE en 2009) であり、大都市圏の人口としては、パリ・リヨン・マルセイユに次いで4位。構成コミューン (85市町村) のうち、人口が6万5千人を超えているのは、リール、ルベ (Roubaix)、トゥールコワン (Tourcoing)、ヴィルヌーヴ・ダスク (Villeneuve d'Ascq) の4市で、MEL 総人口の40%近くを占めている。

MEL の審議機関はメトロポール評議会 (conseil métropolitain) であり、2014年3月のコミューン議会選挙の結果を踏まえ、2014年4月18日から6年任期で活動を開始している。同評議会の議長職には、1998年以来ペローヌ・アン・メラントワ市 (Péronne-en-Mélantois) の市長を務める中道右派のダミアン・カステラン (Damien CASTELAIN) が就任した。

予算規模は、2013年がおよそ17億3400万ユーロ、2014年が16億3600万ユーロ。

以上のデータについては、リール・メトロポール・ヨーロッパ公式サイトを参照した (2015年10月19日アクセス)。

<http://www.lillemetropole.fr/mel.html>

- 33) *Ibid.*, pp. 2-3.

- 34) *Ibid.*, p. 2.

- 35) *Ibid.*, pp. 3-4.

- 36) *Ibid.*, pp. 4-14. 通達ではそれぞれの事務・権限の内容について、解説文が

付されている。紙幅の関係から、本稿ではその要約を各項目の下に付することにする。

37) *Ibid.*, p. 14.

38) *Ibid.*, p. 15.

39) *Ibid.*, p. 15.

40) フランスのEPCIをめぐる「民主主義の赤字」問題と、EPCIの審議機関である共同体評議会議員の選挙制度改正については拙稿、2015年3月を参照。